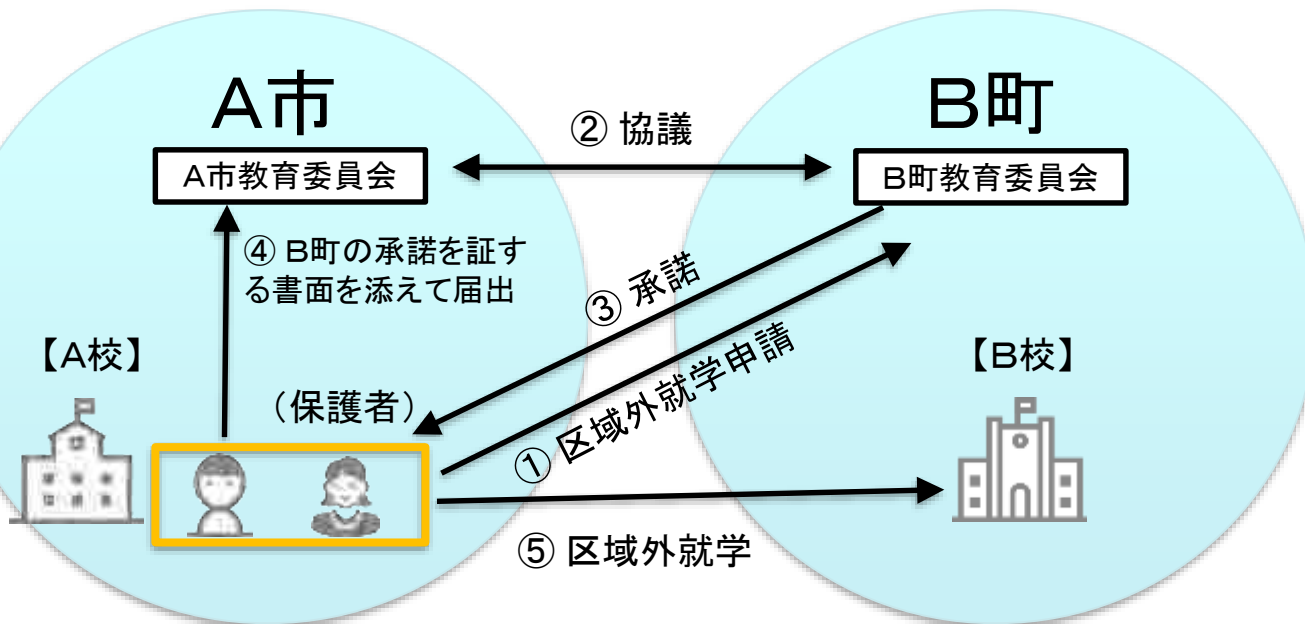


# 地方移住・二地域居住に係る区域外就学の活用について

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)において、「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されたことを受け、文部科学省において各教育委員会に通知を发出。また、文部科学省HP「就学事務Q&A」にも掲載。

## 区域外就学の手続き



⇒住民票を移動せず就学が可能

平成28年12月22日

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」閣議決定(抜粋)

(2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン  
地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する。

※オンラインでの手続きも可能

(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年文部科学省令第九号))

## 学校教育法施行令

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。